

発達障害児の家族支援の現状と今後の展望 —発達障害児の親／保護者にとって必要な支援とは—

前野 明子・富原 一哉

Family support for children with developmental disabilities and its future prospects - What kind of support do parents of children with developmental disabilities need?

MAENO, Akiko and TOMIHARA, Kazuya

Abstract

Since parents of children with the characteristics of developmental disabilities perceive the difficulty of raising them from an early age, it is important to provide not only developmental support according to the characteristics of the child but also family support from an early stage in the child's life. A law to support people with developmental disabilities was enacted in 2004 and it has facilitated support to the people, their families and those concerned through the establishment of ordinances and regulations and the development of support facilities and organizations. However, a survey of municipalities about the support revealed problems, such as disparities in the amount of support depending on the region and municipality and a lack of specialized personnel in the field. To solve these problems, in addition to utilizing existing programs, ones that take advantage of the strengths of the human resources that already exist in the community need to be developed and implemented. Other previous research on family support for children with developmental disabilities suggests that families need psychological support to help ease the hardships of the anxiety, loneliness and remorse of parenting as well as to allow them to experience the joy of being involved with their children and the pleasure of having confidence as parents. Based on this previous research, we discuss that to meet the needs of families, it is necessary to make a place where they can learn from and support each other from three perspectives: functionalization of the community, development and practice of support programs utilizing peer power and empowerment of the individual and the community through family support. Only the commitment of society as a whole to such support will lead to the removal of social barriers for people with developmental disabilities and their families as was stipulated in the principles of the support law.

Keywords : developmental disabilities, family support, regional disparity, support program, empowerment

要旨

発達障害の特性は、乳幼児期から養育者にとって「育てにくさ」と感じられることが多いことから、本人の特性に応じた発達支援のみではなく、子どもの養育を担う家族支援を早期から同時に行うことが重要である。2004年に制定された発達障害者支援法により、発達障害者への支援と同時にその家族支援や関係者の支援についても制度や体制の整備が進められてきたが、発達障害児の家族支援について自治体を対象として行われた調査では、家族支援に「地域や自治体による支援格差」があることや「家族支援に関する専門人材が不足している」ことなどが明らかとなった。その課題の解決には、既存のプログラムの活用に加えて、すでに地域に存在する人的資源の「強み」を活かしたプログラムの開発・実践が必要である。また、発達障害児の家族支援に関する先行研究からは、

家族が抱える心理的な支援のニーズは、子育てにおける不安感や孤独感、自責の念といった「つらさ」が和らぎ、子どもと関わる楽しさや、親としての自信に支えられる「喜び」を味わうことができる支援にあることが示唆された。これらを踏まえ、家族が抱える心理的な支援のニーズを満たすためには、親自身が「学べる場」と「支えられる場」の存在が必要であることや、今後の展望として「地域の機能化」、「当事者の力を活かした支援プログラムの開発と実践」、「家族支援を通じた当事者と地域のエンパワメント」という3つの視点に立つ支援が必要であることが考察された。このような支援に社会全体で取り組むことは、発達障害者とその家族にとっての「社会的障壁」の改善へとつながると言え、このことは、発達障害者支援法の理念に定められた国民全体の責務であると言えるであろう。

キーワード：発達障害 家族支援 地域間格差 支援プログラム エンパワメント

1. はじめに

発達障害の特性は、乳幼児期から養育者にとって「育てにくさ」と感じられることが多いことから、本人の特性に応じた発達支援のみではなく、子どもの養育を担う家族支援を早期から同時に行うことが重要である。2004年に制定された発達障害者支援法により、発達障害者への支援と同時にその家族支援や関係者の支援についても制度や体制の整備が進められてきたが、現在においても家族や関係者にとって必要かつ十分な支援が行われているかどうかは議論を要する。発達障害者を支える家族への支援に関する各調査結果及び先行研究を概観し、その現状と家族が抱える心理的な支援のニーズについて整理した上で、発達障害児者の家族にとって今必要とされる支援について展望を示すことは大変重要であると考えられる。特に、発達障害児の家族は、子育てに伴うストレスが高く、メンタルヘルス上の問題を抱えるケースも少なくない。本稿において発達障害児の家族にとって必要とされる支援を明確にすることができれば、現在子育てに苦悩している発達障害児の家族への一助につながるものと考えられる。

2. 発達障害者支援法と家族支援

(1) 発達障害者支援法制定の背景

発達障害者支援法は、第1条に規定されているように「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進」のために、「発達障害の早期発見と発達支援に関する国及び地方公共団体の責務」や「学校教育における支援」、「就労の支援」、「発達障害者支援センターの指定」等を定めた法律であり、2004年12月に制定、翌年4月に施行された（2016年8月改正）。この法律が制定されるまでは、我が国においては障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3者を指し、自閉症などの発達障害者は、知的障害などを合わせ持たない限りは、既存の障害者福祉制度の谷間に置かれた状況であった。そのため、障害の発見や対応が遅れる問題が生じ、発達障害者やその家族が大きな負担を抱えている状況が続いていた。そこで「自閉症児親の会」やそこから発展した「社団法人日本自閉症協会」が、自閉症児たちの適切な「処遇の場」を求めて国会陳述等の活動を行い、最終的に学習障害や注意欠陥多動性障害等の親の会や支援団体も協働することで、発達障害者支援法の制定につながっていったのである（参照：中山，2006；松本，2019）。したがって、発達障害者支援法は、その成立の当初から発達

障害者の家族の視点と願いが込められたものであると言える。

(2) 発達障害者支援法の特徴

発達障害者支援法の主な特徴は、「発達障害の早期発見」、「発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務」、「発達障害者の自立及び社会参加に資する支援」とされる。これらを踏まえて、2005年4月に同法が施行されたことにより、発達障害者への支援は「乳幼児期における早期発見と発達支援」、「学齢期の学校教育における教育的支援」、「成人期の就労支援」といった形で本格的に始まった。そして、法施行から10年を経た2016年8月の同法改正では「ライフステージを通じた切れ目のない支援」、「家族なども含めたきめ細やかな支援」、「地域の身近な場所で受けられる支援」との3つの支援を中心に改正が行われ、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者へのきめ細やかな支援を行うことが法律に明示された。

また、発達障害の定義も同法において行われており、第2条1項において、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定められている。また、改正発達障害者支援法第2条2項の定義には、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と新たに「社会的障壁」が追加されている。発達障害者は、脳機能の障害による困難さを有するだけでなく、専門性を持った支援者や支援機関の不足、発達障害者の抱える困難に対する当人又は親の努力不足といった周囲や社会から受ける誤った誤解、発達障害の特性を踏まえたバリアフリーの未整備等、いわゆる社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受けやすい状況に置かれていた（発達障害者の支援を考える議員連盟、2017）。このような「社会的障壁」を改善すべく、同法第4条では「国民の責務」として「個々の発達障害の特性等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない」と定めている。なお、発達障害者支援法第2条第2項において「発達障害児」とは、「発達障害者のうち十八歳未満のもの」と定義されていることから、本稿においても、発達障害者全体を指す場合には「発達障害者」、十八歳未満に限定する場合には「発達障害児」との用語を使用することとした。

(3) 発達障害者支援法に基づく家族支援

発達障害者の家族支援については、2005年の発達障害者支援法第13条において「都道府県及び市町村は発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない」と明文化されている。また、2005年の文部科学省及び厚生労働省による「発達障害者支援法の施行について（通知）」においても、「都道府県および市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるとの観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要であり、特に家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと」として、その重要性が示されている。さらに、2016年の改正発達障害者支援法において、第13条に規定される支援対象者として、「発達障害者の家族」に加えて「その他の関係者」が新たに追加された。このことにより、発達障害者の家族への支援

はもちろんのこと、発達障害者を支える関係者への支援も拡充されることとなった。また、同じく第13条においてはその支援内容について、従来の「相談及び助言」に加えて「適切な対応をすること等のための情報提供」及び「発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等」が追加された。このように、当初より発達障害者支援法において重要視されていた家族支援は、2016年の改正においてさらにその対象と支援内容が拡充されたのである。

この改正を踏まえて、具体的な支援制度として2018年度には厚生労働省により「発達障害児者及び家族等支援事業」が創設され、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の実施や発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築が図られることとなった。この事業により、都道府県等には「家族のスキル向上支援事業」として「ペアレント・プログラム」, 「ペアレント・トレーニング」の実施、および支援者のスキル向上のための事業を行う事が求められた。加えて、「ペアレント・メンター養成等事業」, 「ピアサポート推進事業」, 「その他の本人・家族支援事業」として、発達障害児を育てる家族がお互いの悩みを相談する機会や情報交換を行う活動の支援、家族同士が支え合う活動の支援を行うことも求められることとなった。さらには、「発達障害者等青年期支援事業」として、青年期の発達障害者同士が交流する場の提供も進められることとなった。これらのことは、国の方針として、発達障害者及びその家族が身近な地域において、必要な支援が受けられることを重視していることの反映と言えるであろう。

3. 発達障害児の家族支援の現状

それでは、上述のような発達障害者の家族支援に関する法的・制度的整備を踏まえ、現在我が国では具体的にどのような家族支援が行われているのだろうか。ここでは、厚生労働省障害者総合福祉推進事業のうち、改正発達障害者支援法に基づく「発達障害児者及び家族等支援事業」の実施主体である自治体を対象とした発達障害児の家族支援に関する調査結果を踏まえて、発達障害児の家族支援の現状と課題について整理する。

国立障害者リハビリテーションセンター下の発達障害情報・支援センターホームページ (<http://www.rehab.go.jp/ddis/data/report/mhlw-w/>) には、平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)の厚生労働省障害者総合福祉推進事業の事業報告書が掲載されている。この中で発達障害者に関連する調査は全部で27件であり、そのうち自治体を対象とした発達障害児の家族支援に関する調査は4件であった(2022年8月28日現在)。これら4件の調査について、厚生労働省の「発達障害児者及び家族等支援事業」に挙げられている「ペアレント・トレーニング」, 「ペアレント・プログラム」, 「ペアレント・メンター」に関する調査結果の概要を表1と以下に示す。

表1 自治体を対象とした発達障害児の家族支援に関する調査

	事業名	実施者	調査対象	調査期間	課題
1	家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今後の方向性について (厚生労働省 平成25年度障害者総合福祉推進事業)	特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会	全国市町村1853箇所、発達障害者支援センター88箇所 (回収率：市町村31.46%、発達障害者支援センター：53.41%)	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間や自治体規模による支援格差の存在。 ・家族の精神的健康の問題に起因する支援困難度の高さ ・家族支援の具体的手法の情報や研修体制不足。
2	市町村で実施するペアレントトレーニングに関する調査について (厚生労働省 平成26年度障害者総合福祉推進事業)	特定非営利活動法人 アスペ・エルデの会	全国市町村1853箇所 (回収率：27.15%、503箇所)	2015年1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・専門性・人材不足の問題。小規模自治体において顕著だが、大規模自治体においてもニーズに対応できる予算・専門性・人材不足の傾向は同様。
3	ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査 (厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業)	特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会	47都道府県及び20指定都市 合計67か所 (回収82.1%、55か所)	2018年9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・理解啓発や県から市町村への広がり ・予算や人員の確保 ・メンターのスキル向上 ・活動の場の確保 ・コーディネート ・メンターの負担軽減 ・連携やバックアップ
4	「発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成に関する調査報告書」 (厚生労働省 平成元年度障害者総合福祉推進事業)	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet)	自治体における発達障害者支援としてのペアレントトレーニングの実態調査：都道府県を通じてPTを実施しているとの情報を得た自治体355箇所 (回収66.6%、223箇所)	2019年11月～2020年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保・育成 ・財源確保 ・時間・場所の確保 ・関係部署間の連携・情報共有 ・支援機関との連携 ・土日開催 ・長期フォロー ・効果評価

(1) 「家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今後の方向性について」(平成25年度障害者総合福祉推進事業)

平成25年度障害者総合福祉事業においては、特定非営利活動法人アスペ・エルデの会が実施母体となり、発達障害の家族支援に関する行政的な取り組みの実態調査が行われた(特定非営利活動法人アスペ・エルデの会、2014)。この調査では、全国市町村1853箇所、発達障害者支援センター88箇所が対象であった(回収率：市町村31.46%、583箇所；発達障害者支援センター53.41%、47箇所)。このうち、発達障害者支援センターを対象とした「支援センターとしてあったらよいと思われる支援サービス」との設問では、47施設中40施設が「ペアレント・トレーニング等の連続講座の実施」と回答している。これは、回答施設全体の85%に当たり、発達障害児の家族支援のメニューとしてペアレント・トレーニング等のニーズが高いことが示されている。一方、自治体および民間においては、人口規模にかかわらず、半数以上がペアレント・トレーニング等の連続講座を実施していないと回答しており、そのニーズの高さにもかかわら

ず、実施の実態が追いついていないことも確認された。この問題の要因として、この報告書ではマンパワーや専門性のある職員の不足、情報不足が挙げられている。また、実施上の問題点として、交通機関の不便さによるアクセスのしづらさ、プログラムの敷居の高さも指摘されている。そして、これらの課題に対し報告書では、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムを広く自治体に導入するためには、保健師や保育士といった心理学の専門家以外でも実施できる基本プログラムの整備や、親が気軽に参加できるプログラム内容が重要であるとしている。

(2)「市町村で実施するペアレント・トレーニングに関する調査について」(平成26年度障害者総合福祉推進事業)

平成26年度障害者総合福祉推進事業でも、同じく特定非営利活動法人アスペ・エルデの会が実施母体となり、全国1853箇所を対象に市町村における子育て支援の現状に関する調査が行われた(回収率27.15%, 503箇所)(特定非営利活動法人アスペ・エルデの会, 2015)。その結果、子育て支援活動のマンパワーは8割弱の自治体が不十分であると認識し、半数以上の自治体が専門医療機関や療育の専門職、相談業務の専門職が不足していると回答したことが示された。また、ペアレント・プログラム(ペアレント・トレーニング等)については、4割程度の自治体で「導入を議論もしていないし、導入も考えていない」との回答で、既に実施している市町村は2割程度であった。これは、取り組みが進んでいる地域と、そうでない地域が大きく分かれていることを示す結果であると言える。これらの原因について報告書では、「予算・専門性・人手不足の問題」が指摘され、その傾向は小規模自治体において顕著ではあるものの、大規模自治体においても支援のニーズに対応できる予算・専門性・人材不足は同様であると述べられている。また、これらの結果を踏まえて、子育て支援プログラムを実施できる専門家を地域に増やす方法として、専門性が高いペアレント・トレーニングよりも、より子育て支援に特化した簡易なプログラムであるペアレント・プログラムを展開することや、マンパワー不足解消の方法として、保育士など既に地域で活動する支援者が支援プログラムの担い手となることなどが提案されている。

(3)「ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドライン作成に関する調査」(平成30年度障害者総合福祉推進事業)

平成30年度障害者総合福祉推進事業では、特定非営利法人日本ペアレント・メンター研究会が実施母体となり、47都道府県及び20指定都市を対象に「ペアレント・メンターの要請及び活動に関する調査」が実施された(回収率: 82.1%, 55箇所)(特定非営利法人日本ペアレント・メンター研究会, 2019)。その結果、2015年度~2017年度の3年間でペアレント・メンター養成研修を実施した自治体は28箇所(51%)で、そのうち毎年実施した自治体は11箇所(20%)であった。また、養成研修修了者への研修を実施している自治体は36箇所(65%)で、メンター活動を実施している自治体は38箇所(70%)であった。一方、3年間でいずれの研修も実施していない自治体も16箇所(29%)あった。

また、メンター活動に関する課題の自由記述では、ペアレント・メンターに対する理解啓発や市町村への広がり、予算や人員の確保、メンターのスキル向上、活動の場の確保、コーディネート、メンターの負担軽減、連携やバックアップなどが挙げられていた。これらの結果を踏

まえ、この事業では、ペアレント・メンターの養成活動を都道府県・政令市に加えて市町村レベルでも推進するために、ペアレント・メンターの養成と活動のためのガイドラインが協議され、ペアレント・メンターガイドブックが作成されている（ペアレント・メンターガイドブック作成委員会，2019）。

(4) 「発達障害者支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成に関する調査報告書」（令和元年度障害者総合福祉推進事業）

令和元年度障害者総合福祉推進事業では、一般社団法人日本発達障害ネットワークが、「発達障害者支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成に関する調査」の一部として、都道府県を通じてペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラムを実施しているとの情報を得た自治体355箇所を対象に「自治体における発達障害者支援としてのペアレント・トレーニングの実態調査」を実施した（回収率：66.6%，223箇所）（一般社団法人日本発達障害ネットワーク，2021）。その結果、ペアレント・トレーニングの実施開始年や継続年数等の質問項目から、ペアレント・トレーニングを実施する自治体は年々増加しており、特に2012年以降に開始した自治体が多いことが示された。最終的に、調査時点で発達障害者支援施策としてペアレント・トレーニングを実施している自治体は116箇所（有効回答の52.0%）であったが、これは全国の市区町村のうち6.7%に該当する数に過ぎない。また、各自治体の対象者は未就学児が主であり、主に就学前の親子の支援としてペアレント・トレーニングが実施されていた。実施者については、外部機関の専門家講師が1/4で、職種は臨床心理士が多く、心理の専門職が中心であった。さらに、自治体においてペアレント・トレーニングが継続できる理由を問うた自由記述では、地域のニーズ、予算化、実施効果、外部専門機関のサポートの存在などが挙げられていた。一方で、ペアレント・トレーニングを実施する上での困難として、人材確保・育成、財源確保、時間・場所の確保、関係部署間の連携が挙げられていた。調査報告書ではこれらの結果を踏まえて、ペアレント・トレーニングを実施する機関は年々増えているものの、地域でのニーズに対しては十分ではないことから、身近な地域でペアレント・トレーニングを実施するためには人材育成が必要であることなどが指摘されている。また、参加者のドロップアウトがなく最後まで参加できる効果的なペアレント・トレーニングを継続的に運営するためには、ハード面だけではなく、ソフト面の充実を図ることも重要であることも示唆されている。この事業では、この調査を含めたいくつかの調査の結果を踏まえ、自治体や事業所などが子どもと家族にとって身近な地域でペアレント・トレーニングに取り組むための「ペアレント・トレーニング実践ガイドブック」が作成されている（一般社団法人日本発達障害ネットワーク，2021）。

(5) 発達障害児の家族支援における現状の課題

上記の調査結果を踏まえると、発達障害児の家族支援における現状の課題として「地域間や自治体による支援格差」が存在しており、その要因として「家族支援に関する専門性のある人材不足」を挙げることができる。例えば、平成25年度や平成26年度の調査では、ペアレント・トレーニング等の継続的な支援プログラムが実施されている自治体は半数以下であり（特定非営利活動法人アスペ・エルデの会，2014；2015），令和元年度の調査で2012年以降に取り組む

自治体の数は増加しているものの、それでも全体からするとごくわずかであることが示されている（一般社団法人日本発達障害ネットワーク，2021）。この結果は、取り組みが進んでいる地域とそうでない地域がはっきりと分かれていることを示唆している。また、いずれの調査においても、問題点や課題として「家族支援に関する専門性のある人材不足」が挙げられており、地域においてペアレント・トレーニング等を実施できる専門性のある人材が不足していることで、当該自治体での実施が困難であると捉える自治体が少なくないことが示唆されている。

一方、これらの地域間格差は、決して自治体の規模に依存したものではないと考えられる。なぜならば、平成25年度の調査では、人口規模にかかわらず、自治体および民間において半数以上がペアレント・トレーニング等の連続講座を実施していないと回答しており（特定非営利活動法人アスペ・エルデの会，2014）、また平成26年度の調査では、大規模自治体でも多くの支援ニーズに対応できる専門性、人材が不足していることが課題として示されていたからである（特定非営利活動法人アスペ・エルデの会，2015）。したがって、専門性の高い「人材不足」は全国共通の課題であると言える。

ところで、上記の調査は、「ペアレント・トレーニング」、「ペアレント・プログラム」、「ペアレント・メンター」等を全国に展開するための基礎資料を得た上で、実施のための基本プラットフォームや、ガイドブックを作成することを目的としたものであった。そのため、抽出された課題が調査目的に沿った内容に偏っている可能性は否定できない。しかしながら、発達障害者支援法が、発達障害者やその家族が可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるよう改正が進められたことを鑑みれば、今後地域間格差の問題に取り組むことは重要な課題であると言えるであろう。

これらの課題解決に向けて、自治体が主体となり、前出のガイドブック等の活用によるペアレント・トレーニング等を実施可能な専門的人材を育成することは重要である。しかしながら、発達障害児の家族が身近な地域において必要なタイミングで支援を受けるには、各自治体による取り組みだけでは限界があると言えるだろう。そのためには、自治体の主導による既存の「ペアレント・トレーニング」等を実施できる人材育成の取り組みと同時に、すでに地域に存在する人的資源が持つ「強み」を活かしたプログラムの開発・実践も有効であると考えられる。例えば、発達障害児の子育て経験者である「ペアレント・メンター」や地域の「親の会」には、当事者ならではの経験やそれに基づく情緒的なサポート機能が期待される。このような「強み」を積極的に活用する視点に立ち、当事者と専門家との協働により実施可能な支援プログラムの開発・実践に取り組むことは、発達障害児の家族にとって身近な地域における支援展開の一助となると考えられる。

4. 発達障害児の家族における心理的な支援のニーズ

これまで制度面から発達障害者の家族支援について論じてきたが、適切な家族支援を行うためには、実際の家族が抱える心理的な支援のニーズを明らかにした上で、具体的・個別的な解決の道筋を探っていく必要がある。そこで次に、発達障害児の家族支援の中でも、親の子育てに焦点を当てた先行論文を概観し、その心理的な支援のニーズについて「障害の特徴」と「家族のメンタルヘルス」、そして、そのメンタルヘルスに影響を及ぼすと考えられる「子育て上

の困難さ」の3つの視点で整理する。

(1) 障害の特徴

発達障害児の家族における心理的な支援のニーズのいくつかは、「発達障害」という障害に見られる特徴から生じていると考えられる。もちろん、「発達障害」といっても様々であり一概に論ずることはできないが、少なくとも共通しやすい側面として「障害のわかりにくさ」、「周囲の理解の得られにくさ」、「かかわりの難しさ」の3つを挙げることができるだろう。

「障害のわかりにくさ」とは、親にとってのわかりにくさであると同時に、診断の難しさでもあり、特に子育てにおける家族の不安感に影響を及ぼしている。既述のとおり発達障害は脳機能の障害であり、乳幼児期より行動面やコミュニケーション面における様々な特性が見られるが、それらは低年齢の段階では定型発達の子どもにも見られるものがあるため、早期に診断を確定することが難しい。子どもの障害が疑われてから診断・告知を受けるまでの時間が長くなるという事実（吉利・林・大谷・来美, 2009）は、このような早期診断の難しさを反映している。その結果、親は我が子に障害があるか、長期間葛藤や不安を感じ続けることになる（渡部・岩永・鷺田, 2002；岩崎・海蔵寺, 2009）。また、発達障害の特性は家族であっても共通認識を持ちづらく（木戸・藤田, 2019）、山岡・中村（2008）の調査では、父親の方が母親よりも障害への気づきが遅く、診断後も障害を認めにくいことが明らかとなっている。そしてこのような家族内においても子どもの障害について理解を得がたい状況が、母親の育児における孤立感を助長している（渡部・岩永・鷺田, 2002）との指摘もある。

次に、「周囲の理解の得られにくさ」とは、発達障害が外見からその障害特性がわかりづらい”見えない障害“であることがその一因であり、子育てにおける家族の孤独感を引き起こす要因となる。傳（2007）は、自閉症児の親を対象とした調査の結果、多くの家族が地域の中で周囲の人たちの無理解による孤独感を感じており、その理由として外見からではその障害がわかりにくいことや、障害に関する誤解があることを指摘している。

そして、「かかわりの難しさ」とは、子どもの多動やかんしゃく、こだわりなど行動上の特性や、感情の共有のしづらさなどコミュニケーション上の特性による子どもへのかかわりの難しさであり、家族の子育てにおける自信の喪失や自責の念を引き起こしやすい。そして、このようなかかわりの難しさは、家族の子育てにおける成功体験の得られにくさ（野邑, 2012）や、子育ての手応えや楽しさの感じにくさ（永田, 2012）につながっている。

これらを踏まえると、発達障害児の家族が抱える心理的な支援のニーズの背景として、「障害の分かりにくさ」による長期にわたる不安感や孤立感、「周囲の理解の得にくさ」による孤独感、そして「かかわりの難しさ」による自信の喪失や成功体験の得られにくさを挙げることができるであろう。

(2) 家族のメンタルヘルス

障害児の親は障害のない子どもの親と比べて育児ストレスが高いことが指摘されている（稲村・小椋・Catherine・西, 1994；眞野・宇野, 2007；庄司, 2007）。中でも発達障害児の親は、他の障害と比べても育児ストレスが高い（坂口・別府, 2007；渡部・岩永・鷺田, 2002）。特に子どもの特性としてコミュニケーションの取りづらさがある場合には、親のストレスはさらに高くなる（中塚・清重, 2009）。このことは親子のコミュニケーションの質が親のストレス

に大きく影響することを示していると言えるであろう。

また、発達障害児の子育てにおいては、育児ストレスに関連して、抑うつや不安などのメンタルヘルス上の問題を引き起こしやすいことも明らかとなっている。眞野・宇野（2007）は、注意欠陥多動性障害（ADHD）児の母親は、健常児の母親と比較して育児ストレスと抑うつ度が有意に高く、そのうち88.9%が抑うつ症状のカットオフ値を超えていたことを報告している。野邑（2013）も、発達障害児の母親は一般の母親と比べて抑うつが疑われたのが2倍で、その中でも重度抑うつが疑われたのが約10倍（全体の約1割で）あったことを報告している。加えて、中嶋・橋本（2012）は、聞き取りを行った知的・発達障害児のおよそ8割の親が子育て上の強い不安やストレスを訴えたとしている。このような子育てによる高いストレスや不安、抑うつ状態が持続した場合、親の子育てに対する負担感や困難感が強まることは容易に予測され、その結果として、子どもとの関係への影響や不適切な養育へのリスクが高まることが懸念される。実際に、市瀬（2015）は、療育センターを受診した発達障害児を中心とした障害児の母親25名の相談記録の分析の結果、11ケースにマルトリートメントが認められたことを報告している。これらのことは、メンタルヘルス上の問題への取り組みが子どもの適切な養育への基盤となることを示しているであろう。

そして、このような子育てにおけるストレスやメンタルヘルス上の問題については、父親よりも母親の方がより深刻であると言える。篁（2012）は、発達障害児の親のQOLについて調査した結果、母親は父親と比べて、負担感の高さと充実感の低さが顕著であることや、母親には精神的健康度、疲労度ともに危険域にある者の割合が高いことを明らかにしている。また、柳澤（2012）は、自閉症児者の子どもの問題に最も直面し苦慮しているのは、日々の子育てで中心的な役割を担っている母親であり、子育て上の困難さによって自己の子育てへの自信喪失や自責の念を抱き、抑うつや不安感、無力感といった否定的感情が高まっていることを指摘している。このような指摘は、発達障害児の家族において、母親の方がより支援のニーズが高いことを示しているであろう。

これらを踏まえると、家族のメンタルヘルスに関わる心理的な支援のニーズとして、子育てにおけるストレスの高さや、それに関連して引き起こされる抑うつや不安などに焦点を当てた支援が挙げられる。そして、これらの問題は、父親より母親の方が深刻であり、心理的な支援のニーズがより高いと言える。

(3) 子育て上の困難さ

それでは、発達障害児の親のストレスやメンタルヘルス上の問題の背景にある、家族が抱える子育て上の困難さにはどのようなものがあるのだろうか。吉田ら（2009）は発達障害児の子どもを持つ母親の目に見えない苦悩に焦点を当て、知的障害を伴わない発達障害児の母親に特徴的なストレスについて調査を実施している。その結果、発達障害児の母親のストレスとして「不安感」、「負担感」、「発達可能性への期待感」、「社会支援への期待感」の4つが抽出され、最も高いストレスは「周りの人がもっと暖かい目を向けてくれたら、と思うことがありますか」、「この子の将来を考えると不安になることがありますか」といった「社会支援への期待感」であったと報告している。また、木戸ら（2019）も、発達障害児の母親を対象としたインタビュー調査の結果、育児における困難感のうち最も高かったのは「将来への不安」であった

としている。

また、松岡ら（2013）は、広汎性発達障害児の母親を対象とした半構造化面接の結果を踏まえて、母親らが体験している困難として「適切な医療・療育環境の不整備ゆえに増大する苦悩」、「家事、療育、教育のために余裕のない日常」、「手探りの子育て」、「長期にわたって続く心理的揺れと子どもの将来への心配」、「学校生活に関する心配とストレス」を挙げている。これらは、様々な苦悩や葛藤が長期にわたって持続し、心理的に揺れ動くことを表しているといえる。そして、家族のストレスは子どもの加齢に伴い変化すると指摘（吉田ら、2009）を踏まえると、発達障害児の家族への支援では、そのような変化に伴う心理的揺れに寄り添う長期的なサポートが必要とされると言えるであろう。

これらを踏まえると、発達障害児の家族が抱える様々な子育て上の困難のなかでも「将来の見通しが持ちづらいことによる強い不安感」への支援のニーズは高いこと、そして、子どもの加齢に伴って変化する心理的な揺れに寄り添う長期的な支援のニーズが存在していることを指摘できるであろう。

5. 発達障害児の家族にとって必要な支援とは

発達障害児の家族が抱える心理的な支援のニーズについて「障害の特徴」、「家族のメンタルヘルス」、「子育て上の困難さ」の3つの視点で整理を行った。これらの視点から得られた心理的な支援のニーズを踏まえると、家族にとって必要な支援には、わが子の特性やそれに合ったかかわり方について「学べる場」の存在と、不安感や孤独感を抱えながら日々子育てに奮闘する家族自身が「支えられる場」の存在が重要であることが指摘できる。

(1) 「学べる場」とは

障害の特性として「わかりにくさ」や「かかわりにくさ」のある発達障害児の子育てにおいては、家族が発達障害に関する情報や我が子へのかかわり方を「学べる場」の存在が、家族の子育てにおける不安感や負担感の軽減につながる。実際に、障害や支援に関する情報不足による不安感や、情報を求めて奔走することへの負担感を感じている家族も少なくない（木戸・藤田、2019）ことから、発達障害児の家族支援においては、知識やスキルの伝達を含めた適切な情報提供の重要性が指摘されている（岩崎・海蔵寺、2009；吉川、2022）。このような家族のニーズに応える支援方法として、行動理論に基づくペアレント・トレーニングの有効性についてはすでに数多く実証されている（e.g., 免田・伊藤・大隈・中野・陣内・温泉・福田・山上、1995；山上、1998；岩坂・楠木・大西、2003；津田・田中・高原・橋本、2012；杉原・米山、2017）。しかしながら、場合によっては新たな知識やスキルの伝達が家族への過負荷になったり（吉川、2022）、プログラム参加後に家族の抑うつや罪悪感が上昇してしまうといった（久蔵・高山・内田・川俣・福岡・伊藤・田中、2010）、いわば副作用が生じるケースもある。これに対し、神山・上野・野呂（2011）は、発達障害児の育児方法に対する保護者支援の先行研究のレビューにおいて、従来の問題点として対象者の行動特性やその変容が重視される一方で、保護者の負担についてはあまり重視されて来なかったことを指摘し、保護者への負担を考慮しながら、対象者の生活向上につながる支援方法の検討を行う必要があることと主張している。

また、ペアレント・トレーニング等の家族支援プログラムへの参加によって親や子どもの行動が変化し、親の抑うつ度が減少した多くの先行研究がある一方で、ペアレント・トレーニングの実践報告として、知識の伝達だけでは親のメンタルヘルスの改善までは期待できないこと（米倉・堤・金平・岡崎，2014）や、養育スキルや親のストレスマネジメント法の獲得だけでは子育てを楽しむまでに限界があること（坂田，2006）も示されている。これらを踏まえると、発達障害児の家族の支援方法には、知識やスキルの伝達だけではなく、家族の負担への配慮や家族自身のメンタルヘルスの向上に取り組む視点が必要とされるであろう。例えば、家族が家庭において小さな成功体験を積み重ねやすい課題を設定することで家族の負担を減らすことや、子育ての合間に取り入れやすいリラクゼーション法を取り入れること等で家族自身のメンタルヘルスの向上を図る等、様々な工夫が想定出来る。

また、もう一つの重要な視点として「将来への見通しが持ちづらいことによる不安」を強く感じている家族にとっては、現在の不安の軽減だけではなく、子どもの成長の道筋が見えることで、将来への漠然とした不安が軽減されるような支援も必要である。松井ら（2016）は、発達障害児の親の会に属する母親を対象としたインタビューの結果、親の会に属することで子育てに関する情報が得られると同時に、発達障害児の子育てのロールモデルに出会い、将来の見通しが持ちやすくなることや、相互の支え合いを通じて母親が他の母親のロールモデルへと成長していることを報告している。このような当事者の集まりである「親の会」や、発達障害児の子育て経験者による「ペアレント・メンター」などのピアサポートの場も、発達障害児の家族が抱える将来への不安を緩和する有効な「学びの場」となり得るであろう。

(2) 「支えられる場」とは

発達障害児の家族が経験する不安感や孤独感、自責の念などの「気持ち」を和らげるには、知識やスキルを身につける「学びの場」だけでは十分とは言えない。子育てにおける様々な困難を抱え、心理的にも長期間に渡って揺れ動くことされる発達障害児の家族にとっては、身近な「支えられる場」の存在が特に重要な意味を持つ。家族にとって「わかりにくさ」や「かかわりにくさ」のある発達障害児を育てる上で、診断や相談を的確に行うことができる専門機関の存在は、家族にとって重要な「支えられる場」の一つである。しかしながら、吉川（2022）は、職業的支援者が家族の「気持ち」の部分を支えることには限界があり、時には支援者が熱心に関わるほど、家族にとって表出が難しくなる種類の思いもあることを指摘している。そこで吉川（2022）は、このような家族の「気持ち」の支えとなるのは、同じように障害を持った子どもを育てている養育者同士の相互の支え合いであるとして、「親の会」や「ペアレント・メンター」などのピアサポートの有効性を指摘している。実際、石本・太井（2008）は障害児の母親の障害受容に関する調査の結果、母親にとっては専門機関からの助言よりも、同じように障害児を持つ母親や、身近な人からのサポートが有用であると認知されていたことを報告している。このような同じ立場の仲間との交流は、子育てにおける様々な「気持ち」の共有による安心感を得られ、「自分だけではない」という孤独感を和らげる場となり得る。また、経験者ならではの子育てにおける工夫や情報を得られる場でもあることから、このようなピアサポートの重要性を指摘する報告は他にも多く存在している（傳，2007；植田・小野・古井・武田，2015；木戸・藤田，2019など）。

このようなピアサポートとしての「親の会」や「ペアレント・メンター」の存在は、家族が「支えられる場」としての重要な役割があると言えるが、一方で同様の境遇にある仲間の存在がわからず母親が不安となっている実情の報告もある（木戸・藤田，2019）。そのため、家族にとって身近な地域における取り組みとして、例えば自治体によるピアサポートに関する情報収集と発信の仕組み作りや、地域の子育て支援団体を通じた情報提供など、家族が「親の会」や「ペアレント・メンター」にアクセスしやすくなる方法の検討が必要であろう。同時に、家族支援の担い手が、「支えられる場」を必要としている家族と「親の会」や「ペアレント・メンター」とのつなぎ手の役割を果たすことも必要であろう。

このほか、発達障害児の家族にとっては、子どもの長所や成長に焦点を当てた支援の存在も支えとなる。既述の通り、発達障害児の子育てにおいては「上手くいった」という成功体験が得られにくく、子育てにおける手応えや楽しさを感じにくいとされるが、他者から子どもの長所や成長を伝えられることや、子どもの成長を実感することが家族に安心感や達成感をもたらす、子育ての支えとなっていることが指摘されている（岩崎・海蔵寺，2009；松岡・玉木・初田・西池，2013）。日々子育てにおける困難さに直面している家族は、子どもの否定的な面に注目しやすく、子どもの肯定的な側面には目が向きにくい（岩崎・海蔵寺，2009）。そのため、家族は子育てにおける達成感を感じにくい状況が続くと考えられるが、第三者からの指摘や援助によって子どもの長所や成長に気づくことができれば、家族の肯定的な気持ちが引き出される可能性が高い。そのため、発達障害児の家族支援においては、子どもの長所や成長など“強み”といえる情報を家族と共有し、家族の肯定的な気持ちを引き出すアプローチが必要であり、そのような支援が家族にとっての「支えられる場」となるであろう。

(3) 発達障害児の家族支援が求めるもの

これらを踏まえると発達障害児の家族にとって必要とされる支援とは、子育てにおける不安感や孤独感、自責の念といった「つらさ」が和らぎ、子どもと関わる楽しさや、親としての自信に支えられる「喜び」を味わうことができる支援であると言えるであろう。これらの「場」においては、専門家による確かな支援が重要であるが、それと同等、もしくはそれ以上に必要と言えるのが、同じ立場にある家族の存在である。そして、このようなピアサポートの場として「親の会」や「ペアレント・メンター」の活動が重要な役割を果たしていることは今後の支援において重視すべき点であろう。また、これらの「場」との出会いを通じて子育てにおける成功体験を積み重ねていくことは、親としての自信や子育てにおける喜びの回復を助け、様々なストレスや困難さによって問題を生じやすい家族のメンタルヘルスの向上につながると言えるであろう。そして、このような家族が持つ力を回復させ、子育てにおける前向きな気持ちを引き出す支援とは、言い換えると家族のエンパワメントの視点に立つ支援と言えるだろう。

(4) 発達障害児の家族支援に関する今後の展望

本稿の目的は、現在の発達障害児の家族への支援について、自治体を対象とした発達障害児の家族支援に関する調査結果および発達障害児の家族支援に関する先行研究を概観し、家族支援の現状と家族が抱える心理的な支援のニーズについて整理を行った上で、発達障害児の家族にとって必要な支援について展望を示すことであった。

自治体を対象とした調査の結果からは「地域間や自治体による支援格差の存在」や「家族支

援に関する専門性のある人材不足」が明らかとなった。その課題の解決には、既存のプログラムの活用に加えて、すでに地域に存在する人的資源の「強み」を活かしたプログラムの開発・実践が必要であると考えられた。また、先行研究の概観からは、家族が抱える心理的な支援のニーズは、子育てにおける不安感や孤独感、自責の念といった「つらさ」が和らぎ、子どもと関わる楽しさや、親としての自信に支えられる「喜び」を味わうことができる支援であることが示唆された。そして、そのためには親自身が「学べる場」と、「支えられる場」の存在が必要であることが考察された。

これらを踏まえ、最後に、発達障害児の家族支援における今後の展望として、「地域の機能化」、「当事者の力を活かした支援プログラムの開発と実践」、「家族支援を通じた当事者と地域のエンパワメント」という3つの視点に立つ支援の必要性を指摘しておきたい。

「地域の機能化」とは、地域間格差の課題解決の方法としての既に存在する「地域の人的資源の活用」と、地域における発達障害児やその家族の子育てへの「理解や協力の促進」を意味する。そして、既に存在する「地域の人的資源の活用」には、その人材が持つ強みを活かした「家族支援プログラムの開発と実践」が有効である。また、開発する「家族支援プログラム」は、その主体である家族にとって参加しやすいプログラムであることが重要である。そのためには、専門家と当事者の「双方向的な協働によるプログラムの開発・実践」が有効であろう。

また、発達障害児の家族の集まりである「親の会」や発達障害児の子育て経験者である「ペアレント・メンター」の存在も、「地域における有用な人的資源」の一つであると言える。このような「当事者が持つ力を積極的に活用した家族支援プログラムの開発・実践」は、自分の子育て経験が誰かの役に立つという「当事者のエンパワメント」につながり、家族同士のつながりによりお互いが励まされる「家族相互のエンパワメント」につながるだろう。そして、このような家族支援プログラムが地域の中で実施されることが、地域における「発達障害児や家族の子育てに関する理解」を促進し、さらには、地域の中に発達障害児や家族への支援が広がることにより「家族支援を通じた当事者と地域のエンパワメント」につながることを期待される。

改正発達障害者支援法に掲げられた発達障害者とその家族へのライフステージに応じたきめ細かい支援の実現には、このような地域における支援の実践と、自治体による支援の取り組みが同時に進められることが重要である。そして、このような支援に社会全体で取り組むことこそが発達障害者とその家族にとっての「社会的障壁」の改善へとつながるといえ、このことは、発達障害者支援法の理念に定められた国民全体の責務であると言えるであろう。

引用文献

- 発達障害の支援を考える議員連盟編著 (2017) 改正発達障害者支援法の解説 ―正しい理解と支援の拡大を目指して― ぎょうせい, P16.
- 久蔵孝幸・高山恵子・内田雅志・川俣智治・福岡麻紀・伊藤真理・田中康雄 (2010) テレビ会議システムによる遠隔地発達支援の取り組み (2): 遠隔ペアレントサポートプログラムの試行 北海道大学大学院教育学研究院紀要, 110, 105-114.
- 非特定営利活動法人アスペ・エルデの会 (2014) 家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今

- 後の方向性について 厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業報告書。
- 非特定営利活動法人アスペ・エルデの会 (2015) 「市町村で実施するペアレントトレーニング」に関する調査について 厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業報告書。
- 非特定営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会 (2019) ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査 厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業報告書。
- 市瀬早百合 (2015) 障害のある子どもをもつ親のメンタルヘルスの実態 —「保護者のためのこころのケア相談」における語りの分析から— 田園調布大学紀要, 10, 199-210.
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク (JDDnet) (2021) 発達障害支援における家族支援プログラムの地域普及に向けたプログラム実施基準策定及び実施ガイドブックの作成に関する調査 令和元年度障害者総合福祉推進事業報告書。
- 石本雄真・太井裕子 (2008) 障害児をもつ母親の障害受容に関連する要因の検討 —母親からの認知, 母親の経験を中心として— 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 1(2), 29-35.
- 稲浪正充・小椋たみ子・Catherine Rodgers・西信高 (1994) 障害児を育てる親のストレスについて 特殊教育学研究, 32(2), 11-21.
- 岩坂英巳・楠本伸枝・大西貴子 (2003) AD/HD (注意欠陥/多動性障害) を持つ子どもへの親訓練プログラム家族会版の開発と実践 —家族による家族のための援助法として— 研究助成論文集, 39, 181-184.
- 岩崎久志・海蔵寺陽子 (2009) 軽度発達障害児をもつ母親への支援 流通科学大学論集 —人間・社会・自然編—, 22(1), 43-53.
- 神山努・上野茜・野呂文行 (2011) 発達障害児の保護者支援に関する現状と課題 —育児方法の支援において保護者にかかる負担の観点から— 特殊教育学研究, 49(4), 361-375.
- 木戸久美子・藤田久美 (2019) 発達障害児の母親の精神面の健康と育児上の気付きに関する Framework matrix を用いた質的研究 医療と社会, 29, 135-154.
- 厚生労働省社会・援護局 (2018) 発達障害児者及び家族等支援事業の実施について 平成30年4月9日付け障発0409第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。
- 傳力 (2007) 自閉性障害のある人の親への支援 —ライフストーリーのインタビューを通して— 生活科学研究誌, 6, 201-208.
- 眞野祥子・宇野宏幸 (2007) 注意欠陥多動性障害児の母親における育児ストレスと抑うつとの関連 小児保健研究, 66(4), 524-530.
- 松岡純子・玉木敦子・初田真人・西池絵衣子 (2013) 広汎性発達障害児をもつ母親が体験している困難と心理的支援 日本看護科学会誌, 33(2), 12-20.
- 松井藍子・大河内彩子・田高悦子・有本梓・白谷佳枝 (2016) 発達障害児をもつ親の会に属する母親が子育てにおける前向きな感情を獲得する過程 日本地域看護学研究, 19(2), 75-81.
- 松本明子 (2019) 発達障害者支援法成立の要因 CUC policy studies review, 46, 3-12.
- 免田賢・伊藤啓介・大隈紘子・中野俊明・陣内咲子・温泉美雪・福田恭介・山上敏子 (1995) 精神遅滞児の親訓練プログラムの開発とその効果に関する研究. 行動療法研究, 21(1), 25-

38.

- 文部科学省・厚生労働省（2005）発達障害者支援法の施行について 平成17年4月1日付け17文科初第16号厚生労働省発障第0401008号文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知。
- 永田雅子（2012）子育て支援の延長にある家族支援 発達障害医学の進歩, 24, 7-13, 診断と治療社。
- 中嶋はるか・橋本創一（2012）知的発達・障害児をもつ保護者の支援ニーズに関する調査：母親への聞き取り調査から 東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要, 8, 11-16.
- 中塚善次郎・清重友輝（2009）障害種別によるコミュニケーションの難易性と母が受けるストレスとの関連 美作大学・美作短期大学短期大学部紀要, 54, 29-37.
- 中山忠政（2006）発達障害者支援法の制定—制定の経緯と今後の課題— 小児保健研究, 65(1), 67-72.
- 野邑健二（2012）家族への支援の重要性 発達障害医学の進歩, 24, 1-6, 診断と治療社。
- 野邑健二（2013）発達障害児をもつ親のメンタルヘルスの実態とその支援 アスペハート, 34, 40-43, 特定非営利活動法人アスペ・エルデの会。
- 坂口美幸・別府哲（2007）就学前の自閉症児をもつ母親のストレスの構造 特殊教育学研究, 45(3), 127-136.
- 坂田和子（2006）Parent Training の維持効果について 福岡女学院大学紀要, 7, 9-13.
- 杉原聡子・米山直樹（2017）目標行動選定用シートを用いた短縮版ペアレント・トレーニングの試み. 人文論究, 67(1), 43-60, 2017-5.
- 庄司妃佐（2007）軽度発達障害が早期に疑われる子どもをもつ親の育児不安調査 発達障害研究, 29(5), 349-358.
- 篁倫子（2012）発達障害児を育てる親のメンタルヘルスと支援リソースに関する臨床心理学的研究 科学研究費助成事業研究成果報告書。
- 津田芳見・田中美沙・高原光恵・橋本俊顕（2012）高機能広汎性発達障害幼児とその親へのペアレントトレーニングによる効果の検討. 小児保健研究, 71(1), 17-23.
- 植田愛子・小野次郎・古井克憲・武田鉄郎（2015）発達障害のある子どもをもつ保護者支援のありかた—エピソード記述の手法を通して— 和歌山大学教育学部紀要教育科学, 66, 43-50.
- 渡部奈緒・岩永竜一郎・鷺田孝保（2002）発達障害幼児の母親の育児ストレスおよび疲労感 小児保健研究, 61(4), 553-560.
- 山岡祥子・中村真理（2008）高機能広汎性発達障害児・者をもつ親の気づきと障害認識—父と母の相違— 特殊教育学研究, 46(2), 93-101.
- 柳澤亜希子（2012）自閉症スペクトラム障害児・者の家族が抱える問題と支援の方向性 特殊教育学研究, 50(4), 403-411.
- 山上敏子（1998）発達障害児を育てる人のための親訓練プログラム—お母さんの学習室—. 二瓶社。
- 米倉裕希子・堤俊彦・金平希・岡崎美里（2014）発達障害児のペアレントトレーニングの有効性に関する研究—家族の感情表出とペアレントトレーニング— 関西福祉大学社会福祉学

部研究紀要, 17(2), 17-22.

吉田優英・宗方比佐子・都築繁幸(2009) 発達障害児の母親のストレス因子に関する研究 障害者教育・福祉学研究, 5, 85-93.

吉川徹(2022) 発達障害のある人の家族への支援 精神医学, 64(4), 407-414.

吉利宗久・林幹士・大谷育実・来見佳典(2009) 発達障害のある子どもの保護者に対する支援の動向と実践的課題 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 141, 1-9.